

新潟県景観審議会（第7回）

日時：令和8年2月27日（金）

13：30～15：40

場所：新潟県庁行政庁舎 201 会議室

- 1 開 会
- 2 定足数の報告
- 3 議 事

○会長

本日の審議に先立ちまして、議事録署名委員を決めたいと思います。今回は大坂委員と大倉委員にお願いします。よろしくお願いします。

では、議事に入ります。

まず景観分野に関して事務局から説明をお願いします。

○事務局

本県では、景観法に基づき「新潟県景観計画」を定めており、県民が誇りと愛着を持つことができる住みよい地域社会の実現と、本県に住む人、訪れる人にとって魅力ある県土の形成を目指しております。

本日の審議会では、良好な景観形成の取組推進のため、委員の皆様から御意見をいただくことを目的として、本県の現在の取組や課題を報告します。内容は景観分野と屋外広告物分野があり、私からは景観分野の説明を行います。

まず景観に関する取組のうち、新潟県景観計画の運用について説明します。

景観計画に基づく届出の状況ですが、県の計画に基づき届出が必要となるのは、すでに景観行政団体となっている9市を除く県内全域が対象区域となります。景観計画区域内で一定規模を超える行為を行う場合は届出が必要となり、その行為は景観計画で定める基準に適合する必要があります。主な届出対象行為、規模、景観形成基準については、パンフレットを配付しておりますので、そちらで御確認ください。

届出状況ですが、令和6年度で69件の届出がありました。内訳は、工作物が最も多く29件、建築物が28件、その他はこのスライドに示す通りとなっております。

市町村別の届出件数では三条市が12件と最も多く、年間の届出件数の傾向や内訳、届出件数が多い地域の傾向などは、令和5年度と大きく変わっ

ておりません。

これらの届出の中で件数が多く、景観への影響も大きい建築物と工作物の届出状況について、もう少し詳しく説明します。

建築物に関する届出は全部で28件あり、うち新築が11件、増築が11件、外観の変更が6件でした。市町村別の届出状況を見ると、県央地域での届出が多く、この傾向は、前年度と同様となっております。

続いて、令和6年度の工作物に関する届出状況です。工作物に関する届出は全部で29件あり、このうち新設が7件、外観の変更が22件でした。新設では、まだ数は少ないものの、昨年度同様、太陽光発電設備の届出が出てきております。なお、外観の変更に関する届出は、ほとんどが送電線の鉄塔の塗り替えに関するものとなっております。

次に、県の取組になりますが、まずは「にいがた美しいまちなみフォーラム」です。これは主に県民の意識啓発のため、平成18年度から開催しています。今年度は6月1日に加茂市で、愛知淑徳大学の北原麻理奈先生を招いて開催いたしました。

そして同じく意識啓発の関係で、「新潟県景観セミナー」です。こちらは主に県職員及び市町村職員を対象に、平成21年度から開催しております。景観形成の取組は、文化財の保全活用、観光振興にも繋がるため、文化財部局、観光部局と共同で開催しています。今年度は10月16日に開催し、工学院大学総合研究所教授の後藤治先生から御講演をいただき、村上市都市計画課都市政策室からは事例紹介を行っていただいております。

これらの意識啓発の取組は、今後も繰り返し続けていきたいと考えております。

次に、景観に関する取組のうち情報発信についてですが、昨年度から都市政策課のホームページ上で公開を始めた「にいがた景観ビューポイント」。これは新潟県の良い景観について県内外の方々に興味・関心を持っていただくことを目的としており、県内の景観のPR効果に加え、眺望への景観的配慮などをイメージしやすくする効果も期待しています。今年度につきましてはまだ作業中ではありますが、後程説明する景観重要区域を検討しているエリアを中心に12ヶ所の追加を予定しており、昨年度の2ヶ所とあわせ、計14ヶ所を年度内に公開する予定です。

取組については以上です。ここからは景観の課題として、景観重要区域の検討状況について報告します。

景観重要区域の検討について、本日、委員の皆様から特に御意見をいただきたいと考えている主な項目は、景観重要区域の指定までの進め方、最初に検討に取り組む地域、景観形成基準の方向性です。

昨年度のおさらいになりますが、景観重要区域とはどういうものか説明

していきます。

まず、新潟県景観計画の現状ですが、新潟県景観計画では、届出対象となる行為とその規模が景観計画区域内で一律となっています。景観形成基準についても、自然区域、田園集落区域、都市区域で多少異なる基準があるものの、ほぼ同じ基準となっています。

県の景観計画策定以前は、景観行政団体以外の市町村域では景観法に基づく規制が全くない状態でした。そこで景観法上の空白地域をなくし、著しく景観を阻害するような行為を未然に防ぐため、つまり今まで景観法の力が及ばなかった地域でも景観法を活用できるようにし、必要最低限の規制を行うため、令和2年度に新潟県景観計画を策定しました。これによって、主に大規模な行為に対しては一定の効果を発揮していると考えますが、対象規模未満の行為に対しては制限をかけることはできません。したがって良好な景観形成において特に重要と考える地域、県としても保全したいと考える区域に対しては、一律ではなく、メリハリをつけ、現在の景観計画ではコントロールできない行為に対するきめ細かい景観計画の検討も必要と考えています。

そのための方法として、景観計画における重点地区の設定があります。景観法の運用指針では、重点地区に関して、「例えば、地域の拠り所や顔となるような質の高い景観形成に重点的に取り組む地区を定め、届出対象行為や景観形成基準をその地区に特化したきめ細かなものに設定し、規制誘導を積極的に推進することが考えられる」と書かれています。

新潟県景観計画では、それを景観重要区域という名称で指定が可能としており、その指定方針は次のようにしています。

1つ目が、広域的に良好な景観の形成を推進する必要がある区域。具体的には2つ以上の市町村にまたがる一体的な区域です。

もう1つは、歴史的、文化的意義を有する施設周辺や観光振興を図る上で特に重要な区域としております。

景観重要区域についてはこれまでも、検討を進めてきていましたが、その中で出てきた課題があります。

1つが地域の拠り所、地域の顔などになる景観の選定です。これまでも基礎調査を行っていますが、その結果を見ても、地域の人たちが考える主要な景観資源は非常に多く、改めて重要度なども考慮しながら、各市町村に聞き取りを行う必要があると昨年度まとめております。

もう1つは、実効力のある景観重要区域の指定です。そのためには、現景観計画の効果をきちんと検証し、当該地域の目指すべき将来像、またそこに向かうための景観上の問題点や、必要な事項を把握する必要があると昨年度課題として取りまとめました。

それでは昨年度の課題も踏まえ、どのように景観重要区域を定めていくかですが、まず地域の課題を明らかにし、何から何を守るのかを明確にしておく必要があります。そのためには、県内の主要な景観資源を抽出し、それをどのような行為から守るのか、どのような方法、基準で守るかという検討になります。

また、景観重要区域を指定することによって期待する効果ですが、例えばここに示したような3点が考えられます。

1点目が、観光交流の促進。新潟県を代表する良好な景観として位置づけることによって注目されるようになる。それによって交流人口の増加を期待する。

2点目、生活環境の魅力向上。きめ細やかな基準を設定することによって、地域固有の歴史文化、自然環境の保全に繋がると考えております。そのことで地域への愛着が生まれ、生活環境の魅力向上に繋がるのではないかと考えます。

そして地域産業の振興。良好な景観を保全形成するための方法として地場産業と連携し、地域産業の振興を図ることが考えられます。

これらに限らずとも、その地域の課題解決につなげ、目指す将来像に合わせた活用の仕方を考えていければと思います。

それでは、具体的な検討状況に入っていきますが、ここで示したようなステップで景観重要区域の指定を考えております。左から順番に景観資源の確認、区域候補の抽出、そして取組場所の選定。本日はここまでの検討状況について主に御意見をいただきたいと思っております。

そして今後ですが、景観重要区域の範囲や景観形成基準、届出対象の規模などの詳細な検討に入っていきます、その過程においても随時、審議会の中で報告を行い、皆様の御意見を聞きながら進めていきたいと考えております。ステップの中で、二重丸がついているところがありますが、こちらは都市計画審議会や住民への意見照会など、景観法に定められた手続です。

最終的には新潟県景観条例に定められた景観審議会での意見照会を行い、景観重要区域の指定を目指すというステップで考えております。

今年度の検討内容を順番に説明していきます。まず、景観資源の確認です。地域の顔となるような景観を選定するため、景観資源調査として、今年度改めて各市町村に聞き取りを行いました。聞き取り内容は、景観資源、視点場、各景観資源の重要度の3点について、各市町村の景観担当の方にアンケート形式で調査をしております。景観資源については、平成29年度にも1度調査を実施していますが、それを基にして更新を行い、その際にランドマークとなりうるものや、眺望が優れているものについても聞き取りを行っています。

また、各景観資源のうちランドマークとなりうるものを望むことができる場所があるものについては、あわせて視点場も抽出してもらいました。

景観資源における重要度については、各資源において、景観的価値、歴史・文化的価値、観光的価値、その他の価値の4つの価値のいずれかに該当するものがあるかどうかを調査しております。

そして、景観資源リストですが、過去の調査と今年度の調査、これまでの市町村ヒアリングの意見を基に、景観資源、視点場、ランドマーク、眺望、重要度に丸をつけています。

今回の調査により、県内の景観資源として、自然景観が188ヶ所、歴史文化等を含む都市景観が193ヶ所挙げられました。

次に、これらの景観資源から景観重要区域の候補となりうるものを抽出していきます。先ほどの景観資源調査の結果を踏まえ、5つの観点から、景観重要区域の対象となりうる景観資源について整理しました。

まず、1と2の観点は、各市町村に対して行った景観資源調査で重要と認識しているかどうか、ランドマークかどうかというものです。また良好な景観形成のためには、都市・観光・文化、各部局の連携が必要であることから、それぞれの視点の既存資料に取り上げられているものは重要度が高いと考え、3、4、5の観点を定めています。

3は広域都市計画マスタープランに記載されているもの、4は新潟観光ナビで紹介されているもの、5は新潟県の文化財一覧に掲載、もしくは新潟県都市政策課のホームページに「にいがたのまちなみ」という歴史的・文化的な街並みをピックアップしたものがありますので、そこで紹介されているものを観点として定めております。

この3、4、5の観点が先ほどの景観資源リストの右4列の部分になりまして、各項目に該当するものに丸がついています。

そして1から5の観点のうち、地域の特色に応じたきめ細やかな規制誘導を行うには、基礎自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいと考えているため1、2の市町村意見に基づく観点を必須として、かつ、3、4、5のいずれか1つに該当するものを抽出しました。

その結果、自然景観が32ヶ所。このスライドの中で着色しているものは複数の市町村が挙げており、2つ以上の市町村にまたがる広域景観となりうるものとして色分けしています。

同じように、都市景観。人工的なものと自然が調和したものというイメージで考えていただければよいかと思いますが、都市景観で16ヶ所抽出できました。

そしてこの抽出した景観資源を中心に近接するもの、同種のをグループ化し、景観重要区域の設定方針に基づき整理したものが、この16区域

になります。

ここまでの市町村意見や既存資料をもとに整理した結果、これら 16 区域が景観重要区域になりうる候補区域として考えております。

そしてこれら 16 区域のうち、最初にどこを県の景観重要区域として検討・取組を始めるかになりますが、先ほどの 16 区域のうち、新潟県を代表するような景観資源を有し、県が指定するため広域的な景観を優先し、特徴的な造形を持っている、比較的わかりやすいものと考えたときに、信濃川上流域が適するのではないかと考えました。日本一の長さを誇る信濃川があり、十日町市、津南町にまたがっている。そして日本有数の河岸段丘を有していることから、信濃川上流域を案として挙げています。

そして、信濃川上流域周辺区域は、河岸段丘を望むことができる展望台や展望地などの視点場が複数あります。これらの視点場から眺める眺望景観がこのエリアの景観上重要な資源であるのではないかと考えております。

またこれらの区域において、どのような行為が景観上危惧されるかなど、関係する市町と意見交換をしたところ、色合いが非常に奇抜な建築物等の建築、眺望景観の支障となるような位置に太陽光パネル群ができること、森林の連続性を損なうような大規模な伐採、そういったものに対する懸念が話題として出てきました。

それ以外にも景観重要区域の指定により、懸念する行為に対して一定の抑制効果が期待できそうという話や、実際に景観重要区域を指定するに当たり、指定範囲、届出対象規模、景観形成基準はどういったものにするのかなどの意見をいただいております。

信濃川上流域周辺区域にまず取り組むことについて、新潟県景観アドバイザーである、村木先生（景観審議会委員）と、新潟大学の松井先生にも御意見を伺いました。その結果、信濃川は本県を代表する河川であり、わかりやすいところ、入りやすいところから優先的に検討するのは良いと思う。そして景観重要区域の実績を作ることは大切といった意見をいただきました。その一方で、歴史・文化的景観も重要であり、それらを有する箇所も検討してはどうかという意見、広域景観も重要ではあるが、県として重要なものであれば、そこ（広域景観）にこだわる必要はないとの意見もいただいております。

それを受けまして、歴史・文化的景観の区域については、次の景観重要区域の候補地として、検討の準備を進めていこうと思っております。まずは前段の意見を踏まえ、信濃川上流域周辺区域について、検討を始めたいと考えておりますので、今ほど説明した選定までの経緯、あるいは、次に検討する場所について、本日御意見をいただければと思います。

信濃川上流域周辺区域において、定める基準の方向性について、目指す将来像はどんなものか、この区域の景観をどうしたいか、これについては、関係する市町などと今後密に意見交換をする必要があると考えますが、これまで出てきている意見等を参考にすると、守るべきものは河岸段丘と田園風景及び集落が一体となった眺望景観。何から守るかは河岸段丘・田園風景にふさわしくない建築物・工作物、視点場からの眺望の妨げ・支障となる建築物・工作物、そして自然景観の連続性を損なうような開発行為、と考えます。

どのような方法で守るかですが、河岸段丘・田園風景の眺望景観を守るための景観形成基準を考えてみますと、河岸段丘・田園風景にそぐわない形態意匠・色彩を規制。視点場からの眺望を妨げる位置や高さの建築等を抑制。そのために景観重要区域の範囲設定や届出の対象規模を厳格化していく必要があると考えております。そして、自然景観の連続性を損なう行為を抑制する、そのような景観形成基準の方向性になろうかと思えます。

それを受け、現・景観計画でどこまでこれらを防ぐことが可能か、反対に現・景観計画で防ぎきれない部分の確認、つまり現・景観計画の効果の検証を行い、景観重要区域の範囲や基準の詳細な検討を令和8年度以降に進めていく予定です。

今のところ考える景観形成基準の方向性につきましては、四角で囲んだものになると考えますが、こちらについても本日様々な御意見をいただきましたらと思えます。

なお、参考までに他県の市の事例ですが、こちらは高台にある神社からの眺望、視点場から海を見渡す眺望を守るために、眺望を妨げるような行為を防ぐことを目的として、高台から海が見える範囲を眺望景観保全地区に設定しています。眺望を妨げないように、この赤いエリアよりも高い建築物を制限することを定めています。今回、検討を進めたい信濃川上流域の周辺区域も視点場からの眺望を意識した景観であるため、数値だけでなく、このような考え方もあり得るかと思っておりますが、これにつきましては、様々な事例等を参考にし、その地域に適した基準を定めていこうと考えております。

そして、令和8年度以降、景観重要区域の詳細な検討を行う際には、重要なポイントごとに、景観審議会でご報告し、御意見をいただきたいと考えております。

またタイミングは今時点で明確に決まってはいませんが、住民への意見照会などを行いつつ、法令上の手続を踏みながら景観重要区域の指定について検討を進めていく予定です。

今ほど説明した景観重要区域の指定に向けて本日は御意見をいただければ

と思います。よろしく申し上げます。

○会長

ありがとうございました。では、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

私から1つ、候補を選定する過程で自然公園法や、自然環境保全法の話がありませんでしたが、今の時点ではどうなっていますか。

○事務局

今後検討する中で、自然公園法の網がかかっているところもありますので、そこは踏まえていかなければなりません。今時点では、ひとまずこの方向で選んでみたところ。その中で、例えば信濃川上流域の検討において、そこにも自然公園法の網がかかっていたら、現・景観計画と自然公園法で守れるもの、そこで防ぎきれないものを拾い出して基準を定めようと考えています。

○会長

いいところを選ぶ段階で自治体により温度差があり、丁寧に答えてくれているところと、そうでないところがあると思います。最初の頃から申し上げていますが、できることからやるのもやむを得ませんが、やるべきところをやるという発想も忘れないでください。できることからやることを考えるとやってみただけ効果がないという結果になっているところが結構あります。そうならないためには正しい手続を踏んで、皆様に納得していただくことも大事ですが、それにこだわると、本当にやる価値あるのかとなりかねません。そのため、大きな視点を常に置いておくことが大事。それはつまり誰が見てもここは新潟にとって大事だということ落ちていないか、その視点も忘れないでいただきたい。その時に自然公園法に載っているところは全国的に有名なところなので、規制の議論の前に、まず大事なところを落とさないという意味で意見を述べました。景観重要区域の検討が始まったときにはその議論があったはず。今回の信濃川でやること自体は良いのですが、優先順位的にどうなのかという問題も忘れないでいただければと思います。皆さんいかがでしょうか。

○委員

根本的な質問ですが、今やろうとしていることは素晴らしいけれど、今後建築許可にも影響を及ぼしていけるようなところを目指しているのかお聞きしたい。

○事務局

あくまでも景観法の枠の中で考えているので、届出を求め、建築物・工作物であれば、今の県の景観計画だと変更命令までは出せません。今考えているのは、そこまでです。

○会長

趣旨としては法的根拠ではなく、眺望を阻害する建築を止めようという話かと思います。例えば先ほどの信濃川にしても、眺望を阻害するような建物を規制するにあたって普通は高さを下げていくところから考えます。ですから当然それは検討に入ってくると思いますが、その場所の自治体の景観計画があればそちらで（基準が）決まるので、（場所によっては）市町村の景観計画との兼ね合いは出てきます。ほかにいかがでしょうか。

○委員

広域的な景観を保全するという話と、歴史・文化的なものを保全するという2つに大別されておりますが、この広域的なものについて、現在もうすでに景観行政団体になっているところの景観計画との整合性がどうなっているのか。また、どれだけの規制の内容にするのかを考えると、例えば市の都計審（都市計画審議会）や一定の手続の中でその市町村のマスタープランなどとの整合性を皆さんで議論していただく場や、この景観重要区域がかけられる当該市町村の合意形成が必要になってくると思います。先ほど会長がおっしゃられた通り、ここは保全してほしいという合意形成が必要なのかなと思いました。以上です。

○事務局

1つ目の広域景観についてですが、これに関しては、すでに景観行政団体になっている市町村のエリアを含むこともありえます。ただし、その場合、景観行政団体になっている市町村の景観計画を我々が変えることはできないので、そういった市町村も交えて調整を行い、景観形成の方針を定めるなどの方法が考えられます。

地元の合意形成についてですが、当然必要なものと考えておりまして、手続上も県の都市計画審議会に諮る必要がありますし、住民の意見を聞くことも景観法で定められております。パブコメや説明会など、方法は様々ありますが、住民の方々の意見も聞き、合意形成を図り、その上で（景観重要区域を）指定していくように考えています。

○会長

そこは他の都道府県のやり方も調べていただけたらと思います。地元での説明会はやはり必要だと思います。市町村と連携して地元での説明会や、関係する市町村に景観審議会があればその意見も聞いたほうがいいです。そこは丁寧にやらないと後々上手くいきません。新潟県では初めてのことなので、他県がどうやっているか見ておいた方が良いでしょう。ほかにいかがでしょうか。

○委員

十日町市・津南町は大地の芸術祭という催しが2000年から3年に一度開催されていて、近年は都市圏や海外からも多くの人を訪れる場所でもありますので、その地域の景観を保全することはとても良いのではないかと思います。

今、高いところに設定された視点場からの景観ということが説明されました。私も芸術祭を見にあの地域にはよく行くのですが、高い場所に行つてあの地域を見ることはあまりありません。あの地域に行つて景観を感じるのは、特に川の景観で橋を渡るときなので、橋からの視点、眺望というものはこの地域に関して考えるときは大事ではないかと思います。また、橋そのものも様々な色彩やデザインがあつて、それが良いと思える場合もあれば、非常に強い色彩が塗られていて良いと思えない場合もありますので、橋そのものと周辺の景観、それと橋から見た景観は今後規制を考えていくうえで大事なポイントであると思います。

そして、下から見上げた稜線について、大規模な建築物が稜線を阻害しているのを目にすることがあります。山岳地域においては稜線そのものも保全すべき景観だと思いますので、主要な道路や橋などから見て、その山の姿を阻害しないような規制も考えたらいいのではないかと思います。以上です。

○会長

ありがとうございます。橋の上からは景色が見えるのですが、橋で止まって見てくださるとは言えないので、橋のたもとなど、基本的には誰でもアクセスできて、止まって、景色を見られる場所を視点場に設定せざるを得ないため、視点場は橋の周りになると思います。ほかには公園、ポケットパーク、役所の敷地など、公共的な場所しか視点場にできないので、そのような所を視点場に設定して、そこから見たエリアで考えるのが一般的です。いかがでしょうか。

○事務局

私達で考えたのが高いところから見下ろす形だけでしたので、貴重な意見ありがとうございます。そういった視点も踏まえつつまた考えていきたいと思います。

○委員

景観重要区域の案が作成された後、住民への意見照会が行われるということですが、あわせて地権者への説明や意見交換は行うのでしょうか。地域住民の方とこの景観重要区域に入る土地の所有者が必ずしも一致するとは限らず、山林は特に相続で地権者が多くいます。今後指定する区域の中にも、代替わりして相続人がわからないところもあるかと思えます。地域住民への説明とともに、処分権限がある地権者へも説明しておかないと、（この地域に住んでおらず、景観重要区域であることを）全く知らない地権者が（知らないまま）土地の売買や基準を外れた建築行為を行うことが考えられるため、地権者への説明や合意も必要かと感じました。

○事務局

今言われた通り、土地の所有者も重要になってくるかなと思いました。他の市町村や他県の事例も調べ、適切に対応できるようにしたいと思えます。

○委員

観光の視点から言いますと、区域の指定で県としては、そちらに観光者を増やしたいというイメージなのかということと、雪の状況にもよりますが、豪雪エリアなので夏はいいけど冬はあまり行かないという形でも、区域指定をするのか、年間通して魅力ある景観エリアということで検討しているのか。それによってオーバーツーリズムのように、今までいた環境が崩れていく可能性も考えられます。制限をかける地域の住民への説明会は必要と思えますし、その中で人が交流することによってどんな産業の振興ができるのかという部分も検討されているのかお聞きしたいと思えました。

○事務局

今回、景観重要区域の指定により期待する効果を挙げましたが、これは必ずしもここ（スライドで示した3例）を目指すものではなく、今後また地域や関係市町村の意見も聞き、最終的にどのような将来像を目指しているのかを確認します。景観重要区域を指定することによって、そのエリアの付加価値が上がると思えますが、それを活用して、こういった姿を目指

していくのかは今後詰めていく予定です。観光なのか、別のものなのか、意見交換を重ねながら進めていこうと思います。

○会長

今回、事務局としてはここでやりたいということを否定はしませんが、常に大きな視点を忘れないでいただきたいです。新潟県にとって本当に大事なところはどこかということ。そこをやらないで他のところだけやっているとバランスが悪いと思います。

地元の盛り上がりも関係しており、地元の人（地域を）守っていくので、地元の熱意がないと上手くいきません。長続きせず形式的に終わってしまうことがよくありますので、気をつけていただきたいという趣旨で申し上げました。

○委員

景観重要区域の指定をしたいという思いは非常によくわかります。信濃川上流域を見ていくことに関しても理解はできます。ただ1つ忘れてはいけないことは、例えばここから自分たちが信濃川を見て、向こうの山並みに夕日が消えていくとか、あるいはこの木と自分との思い出ができていくとか、住んでいる人にとっていろいろな関わり方がそれぞれの地域にある気がします。それらを掘り起こしてみると、視点場というものが眺望だけではなく、もっと身近な生活の中に感じられるものとなるので、それを踏まえながら視点場を作っていかれてはどうかと思いました。

○事務局

地域の人たちがその土地に対してどういった思いを持っているかは、重要な部分だと思います。その部分の掘り起こしを行っていないので、検討してみたいと思います。

○会長

一般的に地元での活動がすでにあるところからやるのが普通です。また、具体的に進めないとわからないこともあります。例えば、今、市町にまたがることになっていますが、本当に区域設定したときに市町にまたがるのか。そこでどの程度の規制を考えるのか。具体的に考えていかないと、できることとできないことが見えてこないなのでそこは急いでシミュレーションをして、落としどころを早く見据えながら進めてほしいと思います。それにより地元を説得する話になりますので具体的に考えたほうがいいです。ほかにいかがでしょうか。

○委員

信濃川上流なので十日町市と津南町でしたが、魚野川も魚沼市・南魚沼市を流れ、信濃川と合流して小千谷市や長岡市、新潟市に流れていきます。今回、信濃川上流に設定するということですが、同じ考え方で魚野川に設定することもあっていいと思います。東京に高速道路で行くとき魚野川に沿ってトンネルに入ります。けれども越後湯沢には一時期のマンションラッシュで大きな建造物がすでに建っており、川の上流と山に入っていくところを一体に考える視点も、県としてであれば、あっても良いと思います。

もう1つ、広域の重要区域は他の区域でも作っていただきたい。大事なものは平野の景観だと思います。新潟平野、高田平野、柏崎平野などがありますが、新潟では遠方まで1つの眺望として見える越後平野が代表的な景観だと思いますので、そこについては次の景観重要区域として考えていただきたい。

さらに言えば海岸景観です。海上の風力発電が問題になることもありますが、新潟の海岸は起伏がなく平らで、どこからも佐渡が見えます。広がりのある日本海が見えますが、それを大きく変えるような大規模建造物の建設が考えられる時代になってきましたので、早めから景観について考えておく必要があるのではないかと思います。以上です。

○事務局

私達も景観重要区域を1つ定めて終わりとは考えていません。地域の方の合意形成を得ながら、1つで終わらず、2つ目3つ目も検討していこうと思っています。今ほどの意見を次への参考とさせていただきます。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

○委員

先ほども話のあった冬のシーズンをどういうふうにかけているのでしょうか。例えば十日町は雪が多いので、そういうときは展望台に行きづらいと思います。また、ポケットパークなどの雪原は晴れた日がすごく綺麗だと思うので、その一面の真っ白なところに紺色の信濃川が見えるスポットや、(車で)走っていても見られるようなところ、少し寄って、(車を)止められるようなところがあるといいなと思います。十日町はすごく綺麗なところがあると思うので、そのようなところがシーズンごとにピックアップされているのでしょうか。

そして、今回は検討事項ではないと思いますが、歴史・文化的景観は今後検討を進めるとのことで、どこか目星をつけている地域があるのでしょうか。

○会長

いかがでしょう。

○事務局

今回の信濃川上流域についてですが、現在の作業は、市町村への調査を行った結果や既存資料に基づいてであるため、眺望的なものが大部分になっています。一度、関係市町村と意見交換をしましたが、今後、意見交換は何回か実施しようと思っており、やはりそこに住んでいる人でないとわからないものがありますので、それを意見交換の中で掘り起こしていこうと思っています。

そして、歴史・文化的景観で目星をつけている地域は、具体的な市町村名はまだ控えさせていただきますが、2つほどヒアリングには行っており、今後、景観重要区域を検討してみませんかという話をさせてもらっています。

○委員

会長からもありましたが、地域が盛り上がっていないと「いや、やらない」となりかねないので、やはり地域が盛り上がっているところにいくのがいいと私も思います。

○会長

歴史・文化的景観は今景観計画がないところでもう全国的に有名なところを想像するといくつか出てくるので、そういう地域と思います。ほかにいかがでしょうか。

○委員

28 ページの景観重要区域の検討に、それぞれの視点場から見た眺望の写真が載っていますが、これは県道あるいは国道からのアクセスがいいところなののでしょうか、あるいは切り開いていかないと行けないような場所から撮られているのでしょうか。一般の方たちがそこへ到達できるのか。アクセスはどうなっているのでしょうか。

○事務局

信濃川の展望地と信濃川展望駐車場、ここは道路沿いなので行きやすいです。川の展望台になると少し大変です。空の展望台は（車で行けますが）結構大変です。

○委員

景観を見てもらいたい場所はできれば観光につなげていきたいと思っているので、景観行政だけの問題ではなく、様々な部署との連携を考えていただければと思います。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

○委員

先ほども魚野川のことを申し上げたのですが、個人的に大変素晴らしいと思っている川の景観がありまして、それは山本山の頂上からの景観です。あそこは魚野川と信濃川の合流地点なので、そういう意味でも非常に特徴的な場所です。今回、高いところから見た川の景観を考えていくのであれば当該地域の周辺を関連付けながら市町村と協議して、津南町と十日町市から始めるとしても、その周辺に同じような考え方が繋がっていくような、始まり方になればいいと思います。

○会長

いかがでしょうか。

○事務局

山本山からの眺望も非常に良いものだというのは承知しております。今回十日町・津南エリアにしていますが、川で繋がっているという意味では小千谷もありうると思います。それを今回の信濃川上流域と一緒にするのか、別にするのかは、検討する必要があると思います。

○会長

流域景観は他の事例も調べてここで紹介していただけると良いと思います。四万十川や最上川でやっていますので。技術的に難しいところもありますが、その辺りも検討しながら進めていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

○委員

非常にいい取組です。私個人として新潟県ですごく綺麗だなと思うところがありまして、高速道路で長岡から新潟に来るとき、一面に広がるライスフィールドと空、あの景色はそうそう見られるものではありません。普通に生活をしている中で、本当に綺麗だなと思うところを阻害して欲しくない。そのため将来的にはガイドラインよりも強い規制になるようにしてほしいと思います。住んでる方が思っている意見を吸い上げていくのは必要で、ひいては、県外、海外から人を呼ぶ、来たときに、「なんてすばらしいところなのだ」と。そして、冬は雪が降るから冬も見に行きたくなる。1年で2度3度と足を運んでいくことによってその産業が活性化してくる。住民の方の意見を大事にしていくといい結果が出ると思っておりますので参考にしてください。以上です。

○会長

いかがでしょう。

○事務局

地元、地域の方々の考えは非常に大切だと思いますので参考にしながら進めていきたいと思っています。

○会長

ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうかね。

事務局としてはこのことに関しては、次回はどんな予定になりますか。

○事務局

詳細の検討に入っていきますので、その中でも御意見を伺うことを予定しています。その段階で案の案くらいまでは提示できるかと思っています。

○会長

それはいつごろになりますか。一般的には年間スケジュールを決めてやるものなので、どのくらいのスピード感を持ってやるのか、意気込みを伺いたい。

○事務局

令和9年度を目標にやっっていこうと思っています。ただその中で次の段階がいつというところは、まだ詰めていません。

○会長

私の希望としては来年度末ではなく、中間で一度は素案の素案や他県の事例など、もう少し具体的な話を伺いたいです。

○事務局

今まで景観審議会は年1回でしたが、これから説明させてもらう屋外広告物の話もありますので、年1回ということではなく、中間的にまとまったら随時示していった皆さんにお諮りし、意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

○会長

ありがとうございます。ほかによろしいですか。よろしければ次の広告物関係の方の御説明をお願いします。

○事務局

引き続き屋外広告物分野について御説明します。

まず、今年度の県の取組についてごく簡単に説明した後、課題について重点的に説明し、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

今年度の主な取組の1つ目は、屋外広告物の適正化の取組です。

例年の取組となりますが、定期的な巡回による是正指導や、条例に違反している簡易広告物、張り紙・張り札などの除去を行いました。特に毎年9月上旬は屋外広告物適正化旬間としており、取組を強化し、屋外広告物制度の周知や点検実施の呼びかけなどの活動も行いました。

2つ目は、市町村への事務権限移譲に向けての取組です。県内では独自の条例を制定している市が3市、新潟市と新発田市、佐渡市がございます。これらに関してはそれぞれで定めた条例に基づき、広告物の許可事務等を行っております。また条例は県のを適用し、広告物の許可事務等を市町村で実施しているところが7市町村ございます。今のところ、今後移譲を受ける予定の市町村はありませんが、県としては市町村が事務を行うことによるメリットを説明しながら、屋外広告物広告物に係る許可事務等の権限移譲を進めてまいりたいと考えております。

3つ目は、屋外広告物の点検資格者の追加です。2年前に開催した景観審議会において課題として説明したもので、高さ4メートルを超える屋外広告物の点検資格者に、屋外広告物点検技能講習の修了者を追加しました。もともと高さ4メートルを超える屋外広告物の点検資格者は4種類ございましたが、今回屋外広告物点検技能講習の修了者を追加したものです。

平成 27 年に札幌市で発生した看板落下事故を契機に、国土交通省主導のもと、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会、公益社団法人日本サイン協会が実施する点検に特化した講習が始まり、全国的にも講習会が毎年のように実施されているという状況です。点検について特化した講習であり、全国的な動向なども踏まえて、今回規則改正を行ったところです。すでに令和 7 年 4 月 1 日から施行しております。

最後に過去 3 年の県条例に基づく屋外広告物の許可数と、屋外広告業の登録者数を掲載しました。今年度の県の取組としては以上です。

続きまして課題として、デジタルサイネージに関するガイドラインの策定について御説明します。

初めにガイドライン策定を検討するに至った経緯について改めて御説明します。デジタルサイネージなど、光や動き、音などを使用した新たな広告の形態が増えつつあります。こうした広告物は街の賑わいになる一方で、景観や道路交通を阻害する懸念もあり、主要都市を中心にガイドライン等を定める自治体が見られるようになってきました。以前から本審議会においても、何らかの規制・基準を設けるべきではないかという御意見をいただいております。前回、令和 7 年 1 月の景観審議会におきましても、委員の方から、電光式で輝度が高く面積が大きいものが目立つ、建てられる前にガイドライン等である程度基準を示すべきではないかという御意見をいただきました。

現在のデジタルサイネージへの本県における対応状況ですが、既存の基準により、一般的な広告物と同様に、面積、高さ、設置位置などが許可基準内であるかどうかを確認しております。

また交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げるものは、デジタルサイネージに限らず設置不可としております。

こうしたことで一定の制約をかけることはできておりますが、より具体的な指針を示すべきという御意見を踏まえ、今年度、県内の事例収集や、他の自治体における規制状況の情報収集などを行いました。

こちらは県の地域振興局における光源を有する広告物の許可数を取りまとめたものです。あくまでも許可を必要とするものに限るため、これがすべて県内における広告の数というわけではございませんが、参考として聞き取りを行いました。

次以降はその聞き取った地域振興局から提供してもらった写真になります。

こちらは新潟西バイパスの小新インター付近にあるパチンコ店の広告になります。これも LED ビジョンになりますが、バイパスの近くにこのような広告が設置されているところです。これは新潟市内の広告物なので、

県の条例などは適用外になりますが、こういったものがもし県内各地に建てられた場合、交通の妨げになるので、何らかの規制が必要ではないかと考えております。

また今回、光源を有する広告物について改めて課題をまとめたものでございますが、まず1つ光害という観点で見ますと、発光・光の点滅を伴う屋外広告物による住環境・自然環境への影響が懸念される。交差点付近に設置された発光・光の点滅を伴う広告物による運転手や歩行者への視認性の低下が懸念される。また、設置者が表示を変化させられるため、夜間のみ特に照度を上げて目立たせる等の対応をされても許可権者で気づくことが難しいといった課題があります。

続いて騒音ですが、音が発生する屋外広告物による住環境・自然環境への影響が懸念されます。

表示内容は、青少年保護上有害なもの、反社会的なもの、法規に抵触する恐れのあるものなどを表示させることによる不快感・不安感の誘発。また申請時に想定していない内容が表示される可能性があるということが考えられます。

県内の他の自治体における状況ですが、新潟市では、市の景観計画に位置付けられた特別区域においては、デジタルサイネージと光源が点滅する電光掲示板等の設置を禁止されています。これ以外にデジタルサイネージ等についての規制はない状況となっております。

続いて他の都道府県におけるデジタルサイネージの規制状況です。今年度愛知県の方で調査を行っており、条例・施行規則で規制しているところが5県、ガイドライン等で配慮事項を規定しているところは3県となっております。今後策定を予定しているところもございます。そこで規定されている内容は以下の項目になりますが、条例や施行規則で規制している県は主に設置規制地域、表示面積、大きさ、高さなどを規制しており、またガイドラインで配慮事項を規定している県では、光の明るさ、色彩に関する規制・配慮事項、音声、表示内容に関する規制または配慮事項を規定している状況となっております。

以上を参考に検討を進めているところですが、検討にあたってポイントになる部分を3点ほどにまとめてみました。

まず1点目、規制方法ですが、条例・施行規則により厳格に規制する方法と、ガイドラインにより配慮を求める方法が考えられます。以前からガイドラインの策定が検討課題と申しておりましたが、条例や施行規則で強いルールを定めているところもあります。しかし条例・規則の場合だと、一度制定・改正してしまうと簡単に変更しづらく、また様々な事例が出てきたときに、柔軟に扱うことができるのか不安な面があります。

2点目のポイントが規制対象です。考えられるものとして電光掲示板、LEDビジョン、イルミネーション、プロジェクションマッピング、内照式・外照式の照明など、どこまで手広く規制をかけるかというところが1つポイントになろうかと思えます。

3点目は規制の内容です。設置可能地域、大きさ、高さ、道路からの距離はすでに一般的な広告物に関する設置基準はあるため、デジタルサイネージに特化した基準を別で設けるかどうかというところでは、また光、明るさ、色彩、音声、表示内容は現状規定がないので、こういった項目について規定を設けることにするかというところがポイントであると考えております。他県の先行しているものも参考にしますと結構ばらつきがあるところで、本県の場合どこまでを規制するかというところは大きなポイントだと思えます。

以上の3点のポイントを踏まえた上で、検討の方向性の素案を作成いたしました。あくまでも素案、たたき台でありまして、委員の皆様から御意見をいただきながらまた練り上げていきたいと考えております。

まず1つ目のポイントとしておりました規制方法ですが、条例・施行規則で設置を強く抑制するよりも、まずはガイドラインを策定し、基本・基準を示すことで、効果を確認していくこととしてはどうかと考えております。ガイドラインの場合だと、配慮事項を示す形になるので、比較的拘束力が低いものとなりますが、ガイドラインであっても、県の屋外広告物条例第2条（広告物のあり方）や、第5条の第4号、第5号の禁止広告物の規定をデジタルサイネージ等について、具体化・明確化するというもので位置づけることで、ガイドラインに反する広告物は条例に反するものになりうるということを意識づけることができ、効果が期待できると考えております。

続いて、2つ目のポイントである規制対象ですが、景観や道路交通に大きな影響を及ぼす可能性がある広告物として、LED等で文字や絵を表示するものに限る。要は1度設置したら簡単に撤去できなくなるようなものということで、デジタルサイネージ、LEDビジョン、電光掲示板等を対象としてはどうかと考えております。つまりプロジェクションマッピング、外照式・内照式照明は含まないということで考えております。

最後に3つ目のポイントの規定内容ですが、設置可能地域、大きさ、高さ、道路からの距離は、現行の条例・施行規則によることとし、ガイドラインでは、光や明るさ、色彩、音声、表示内容の配慮事項を規定することで考えております。

検討の方向性の案は以上ですが、この方向性の案に沿ってガイドラインを策定した場合に、どのようなものが考えられるかということで、先行県

である埼玉県、神奈川県、鳥取県のガイドラインを項目ごとに比較できるように一覧でまとめたものを作成しましたので御覧ください。

現在県でガイドラインを策定しているのはこの3県で、埼玉県が最初で平成26年3月、神奈川県が令和6年4月、鳥取県が令和7年1月に策定したと聞いております。ガイドラインの位置付け・目的は埼玉県が先ほど説明したイメージに近いものとなりまして、こちらのガイドラインをベースに検討していくのがよいかと考えております。ただし規制の対象物については埼玉県をベースとしつつも、他の県の参考になる部分を拾い上げながら組み立てていく方向で考えております。

その他、別紙として市が策定したもの、条例・規則で制定しているものも参考としてお配りしましたが、今回は説明を省略します。続きましてもう1枚の別紙、「ガイドラインの骨子(例)」を御覧ください。

まず規制対象物は、デジタルサイネージ、LEDビジョン、電光掲示板等とする。ただし、公共広告物は除くこととしてはどうかと考えております。

ガイドラインの位置付けは最初の方で申し上げた通りですし、光源に関する配慮については、埼玉県をベースとしつつも、デジタルサイネージ等に限ったときになじまない規定を削除したり、神奈川県の規定で参考になる部分を追加したりしております。例えば輝度の光源の種類のことですが、こちらは神奈川県の記載を参考にしたのですが、特に信号機のある交差点付近や曲がり道等に掲出する場合は、信号機と誤認されるような、赤・青・黄などの高彩度色を使用しないことというところは、これは交通事故を防ぐなど重要なところかと思っておりますので、神奈川県の規定を参考に盛り込みました。

参考としまして環境省の光害対策ガイドラインにおける輝度の最大許容値を載せております。この基準は埼玉県や鳥取県でも示しておりますが、例えばデジタルサイネージ等で1,000カンデラ/平方メートルというところ、日中は太陽光に負けてしまうので、それ以上の輝度を出さなければ見えないと業界関係の方からお聞きしたことがございまして、必ず遵守というよりは参考として掲載するにとどめているものでございます。

点滅・動光のパートも同様で、日本放送協会のガイドラインで、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるといったような光の点滅に関する規定もございまして、こちらはこのまま適用するか判断がつきにくく、やはり参考として掲載することにしたいと考えております。

音声、表示内容に関する配慮は神奈川県の規定を参考に載せております。

生活環境・自然環境への配慮に関する基準は埼玉県が地域ごとに基準を

設けておりますのでそちらを参考にいたしました。

道路交通への配慮は、鳥取県の規定をベースにし、埼玉県を参考に交通への配慮を促す規定を載せております。

最後にガイドラインを策定することとなった場合の工程の案ですが、本日審議会で検討状況を報告させていただいておりますが、委員の皆様から御意見をいただきながら、ガイドラインの素案を作成したいと考えております。その後に関係課、市町村、その他関係機関、関係団体に意見照会を行った後、ガイドラインの案を練り上げ、また審議会で改めて意見をお聞きする予定です。県民の方からのパブリックコメントで意見を伺い、修正案について審議会で意見を改めてお聞きし、策定というスケジュールで進めていければと考えております。

○会長

ありがとうございます。では御意見、御質問等お願いします。

○委員

まだ策定している県が少ない中で取り組まれようとしていることはすばらしいと思います。これが仮に作成された場合、これは県全体に適用されるということでしょうか。今回は割と穏やかな規制のガイドラインとなっておりますが、新潟市は、そもそも特別区域以外は規制していないそうですが今後新潟市内にさらに不快なデジタルサイネージが増えることがないよう規制できるのか気になりました。

○事務局

独自条例を制定している市町村は県の条例の適用外になるため、ガイドラインを策定した場合もこちらの市は新潟市も含めて適用外になります。これらの市町村は独自に規定を設けるなど検討いただくということです。

○会長

県が作れば市町村でも規制を設けないといけないとなる可能性はありますし、市民から要望があればそれぞれの市町村が動く可能性はあります。

○委員

まさしくこれは早くに手を打たないといけないと思います。通常の屋外広告物よりもサイネージに関しては厳しいものを条例で制定したほうがいいと思っています。例えば高い位置にあるものは、景観において非常に影響力があります。屋外広告物の場合、表示面積で制限をかけていますけれ

ども、幅と高さにもそれぞれで最大値を設ける。また、1つの壁に対して、何メートル間隔までは設置禁止などとしないと、20センチぐらい（間を）あけてどんどん設置してしまいます。ガイドラインレベルだと守らない業者もいます。最低限のところは条例で決めてしまう。繁華街に関しては社交心をあおるような状況でもいいと思いますが、それ以外はとにかく（高さを）低く抑えてしまうのが良いと思います。

ガイドラインに関しては、静岡市はコンテンツに関してはすべて申請書を出せと言っているそうです。やはりコンテンツに関しては、条例までいくと変更がきかないでしょうから、そこはガイドライン。

条例レベルでもう一点、音は絶対禁止です。また信号機の付近はほぼ確実に事故を誘発します。また、消灯時間などはガイドラインでもよいと思いますが、条例で作成をするところはしっかりと条例で網をかけてしまわないと一気に建ってしまいますから、今のうちに急いでやらないといけないと思っております。

○会長

私も大体同感ですが、他のところと競争ですから、公平に規制をかけないと守っていない人が得することになります。ルールはきちんと決める方が業者さんにとってもよい。いろいろな業者さんがあるところも踏まえると、ここは守ってほしいというところは数値化したほうが良いです。数値化できるところはきちっと数値化して守らなければいけないと（ルール化）すれば、それは守られるというのが現実です。そこはよく気をつけていただきたいですし、すでに運用されているところがうまくいっているかどうかをヒアリングして確かめていただきたいです。他県の運用状況はいかがですか。

○事務局

今回埼玉県をベースに検討したところですが、埼玉県の方も、特に効果検証までは進んでいないということがわかっております。参考になる御意見をいただいたので、引き続き検討させていただきたいと思っております。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

○委員

このデジタルサイネージに関して、県で条例を作っているような事例はあるのでしょうか。

○事務局

主に施行規則の方に落とし込んだ形で規定しているのが5県、山形、群馬、三重、滋賀、佐賀となっています。

○委員

私も委員の意見にほぼ賛成です。やはり建ててしまったら、撤去というのは不可能。そうなったときに既成事実として残ってしまう。そうなる前にやはり手を打たないといけないというのを強く感じました。この山形、滋賀のように条例を前提にしながら、ガイドラインと併用して使うような形で作られてはどうでしょうか。

○会長

先ほど柔軟にという話がありましたが、施行規則にしておけば変えられます。すぐ変えないといけなくなりそうなことは、すぐ変えられるようにすればいいかもしれませんが、それ以外は数値化しておかないと運用する側にとっても不幸なことになります。最低限これはやめてくださいということはきちんと決めて、できれば理想的にこうしてほしいというのはガイドラインが適しています。

ぜひ、先進的に全国、あと県内に範を示していただければ大変うれしく思います。ほかにいかがですか。

では今日の御意見を踏まえて進めていただければと思います。最後に何か全体で言い残したことはないでしょうか。ではこれで終わりにし、事務局にお返しします。どうもありがとうございました。

4 閉 会

15 : 40